

# 「かこ☆くら活動ガイドライン」の策定について

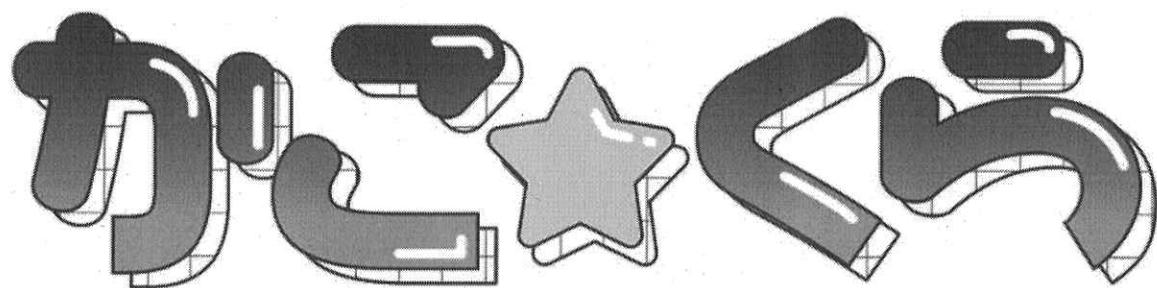
(令和9年8月（一部種目は令和8年8月）からかこ☆くらが始まります♪)

主催	加古川市 市民協働部 スポーツ・文化課
日時	令和7年7月18日（金） 公表
場所	—
内容	<p>加古川市では、令和7年3月に「加古川市における部活動地域展開に関する考え方」を策定し、令和9年度の中学校3年生の引退をもって、すべての中学校部活動を終了することを公表しました。なお、サッカー、ソフトボール、ハンドボールの3種目については、令和8年度の中学校3年生の引退をもって、部活動を終了します。</p> <p>このことに伴い、中学生年代がスポーツ・文化芸術活動に参加する機会を提供する、かこ☆くら（加古川地域クラブ活動）を新たに開始するため、かこ☆くらの基本目標や特徴、受け皿となる「地域クラブ」への登録に必要な要件等を定めた「かこ☆くら活動ガイドライン」を制定しました。内容は別紙のとおりです。</p> <p>本ガイドラインに基づき活動する地域クラブを、本年の秋以降に募集する予定です。</p> <p style="text-align: center;">( 初めて · 恒例 · ●回目 )</p>
対象（参加者）	児童生徒、保護者、学校関係者、スポーツ・文化活動関係者等
定員	—
参加費	—
申込先・方法	—
目的・背景 その他	部活動をめぐっては、少子化の進行や近年問題提起されている教員の働き方改革などにより、持続可能性という面で難しい状況が生まれています。そのため、こどもたちが生涯にわたって豊かなスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、新たな環境整備が必要です。
市ホームページ	掲載済み · 掲載予定（7月18日） · 掲載しない
広報かこがわ	●月号に掲載 · ●月号に掲載予定 · 掲載しない



加古川市 スポーツ・文化課  
スポーツ推進係（担当：新谷・前田）  
電話 079-427-9180（内線3914・3912）





# 活動ガイドライン

令和7年7月 施行  
加古川市 市民協働部 スポーツ・文化課

# 目次

はじめに.....	P 1
1 「かこ☆くら」について.....	P 2
(1) 基本目標-----	P 2
(2) 「かこ☆くら」の特徴-----	P 2
(3) 「かこ☆くら」における活動内容-----	P 3
(4) 地域クラブ活動の主体-----	P 3
(5) スケジュール-----	P 4
2 地域クラブについて.....	P 5
(1) 地域クラブの参加者-----	P 5
(2) 地域クラブの登録-----	P 5
(3) 活動方針の策定-----	P 6
(4) 活動計画の策定-----	P 6
(5) 活動報告-----	P 6
(6) 効果的な指導-----	P 6～7
(7) 指導にあたっての遵守事項-----	P 7
(8) 適正なスタッフ等の配置-----	P 7
(9) 教員の兼職兼業-----	P 7～8
(10) 事故の防止及び健康管理-----	P 8
(11) 活動時間と休養日-----	P 8～9
(12) 各種ハラスメントの根絶-----	P 9
(13) 指導者研修-----	P 10
(14) 参加者の移動等-----	P 10
(15) 中学校施設の使用-----	P 10～11
(16) 適切な会費設定と受益者（参加者）負担の軽減-----	P 11
(17) 個人情報の取扱い-----	P 11
(18) 中学校体育連盟等の主催する大会等への参加-----	P 11～12
(19) 保険への加入-----	P 12
3 加古川市等の関わり.....	P 12
(1) 市の関わり-----	P 12
(2) 学校の関わり-----	P 13
4 その他.....	P 13

## はじめに

中学校部活動（以下「部活動」という。）は、学校の教育課程外の活動ではありますが、スポーツ・文化芸術活動を通じて、異年齢との交流や、生徒と教師等、豊かな人間関係を築くとともに、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむ姿勢を育み、充実した学校生活を送ることにも大きな役割を果たしてきました。

しかし、近年、こどもたちのニーズが多様化していることや、少子化の進行、学校における働き方改革など、めまぐるしく変化する社会環境、また教育環境の影響を受け、部活動を通じて生徒のスポーツや文化芸術活動に親しむ環境を維持することが困難になってきています。

このような状況を踏まえ、市では、「これまで部活動が果たしてきた役割」を理解したうえで、生徒が、スポーツ・文化芸術活動だけでなく、地域社会の多世代の方々との交流を通じて、社会から学ぶ活動（社会教育活動）となる加古川地域クラブ活動（以下「かこ☆くら」という。）を、地域との協働によって構築し、生徒の社会性や豊かな人間性を育んでいきたいと考えています。

部活動の地域展開は、本市だけではなく、全国的に大きな改革であり、時代に応じた変革をめざすこととなります。生徒たちのウェルビーイングの向上につながるよう、保護者、地域、団体の皆さまのご理解とご協力のもと、進めていきたいと考えております。

このたび、部活動を終了し新たに開始する「かこ☆くら」において、生徒を見守り、指導していただける団体を募集するにあたり、「かこ☆くら活動ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）」を策定しました。本ガイドラインは、市内で実施する「かこ☆くら」における地域クラブ運営や、指導の在り方等について、市の考え方を示すものです。

## 1 「かこ☆くら」について

### (1) 基本目標

これまで、部活動が果たしてきた役割を十分に理解したうえで、将来にわたってこどもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することをめざします。令和9（2027）年8月に平日、休日ともに全ての部活動を終了して、こどもたちと地域の方がともに活動する「かこ☆くら」を新たに開始します。「かこ☆くら」において、生徒を受け入れ、見守り指導する地域クラブ活動団体を地域の中から募ります。

なお、3種目（ソフトボール、ハンドボール、サッカー）については、令和8（2026）年8月以降、3年生の引退をもって部活動を終了し、地域クラブ活動として先行実施します。

### (2) 「かこ☆くら」の特徴

- ①こどもたちは校区を越えて、活動を自由に選択できます。
- ②競技志向からレクリエーション志向まで、様々なニーズに合った内容を選択できる多様な活動をめざします。
- ③市が提示する要件を満たす団体を募集し、地域クラブとして登録します。
- ④地域クラブは、中学校施設をはじめとした地域にある施設の活用、また多様な人材の活躍により、様々なスポーツや文化芸術活動の機会を提供します。
- ⑤地域クラブは会費制とし、指導者報酬や保険料等を含む運営に必要な費用は、原則として受益者（参加者）負担とします。

#### 《参考》部活動とかこ☆くらの違い

部活動		かこ☆くら
活動主体	各中学校	各地域クラブ（登録団体）
指導者	教員、外部技術指導者	地域の指導者 (希望する教職員を含む)
参加者	当該校の生徒	こどもたちと地域の方
活動場所	中学校施設	中学校施設、地域の施設等
費用負担	部費（消耗品費等）	会費（指導者報酬等）
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険等

### (3) 「かこ☆くら」における活動内容

「かこ☆くら」における地域クラブの活動は、営利を目的とせず、広くこどもたちにスポーツ・文化芸術活動を体験する機会を提供するもので、特定種目に専念する活動だけでなく、レクリエーション的な活動や複数の種目を経験できる活動も含みます。技術の向上をめざすものから、運動機会の確保や多世代で一緒に楽しむものまで、多様な社会教育活動の展開を図ります。

### (4) 地域クラブ活動の主体

地域クラブ活動は、スポーツ・文化芸術団体や地域の団体、新たに個人・グループが主体となってつくる団体などが、市に登録してその活動を担います。具体的には、大学生や部活動のO B・O G、保護者や地域住民の有志、指導を希望する教職員、民間にすでにある活動団体など、地域の多様な人材が関わるものとします。

なお、営利団体であっても、本ガイドラインに則した活動であれば、参画できます。

#### 【《参考》かこ☆くらのイメージ】

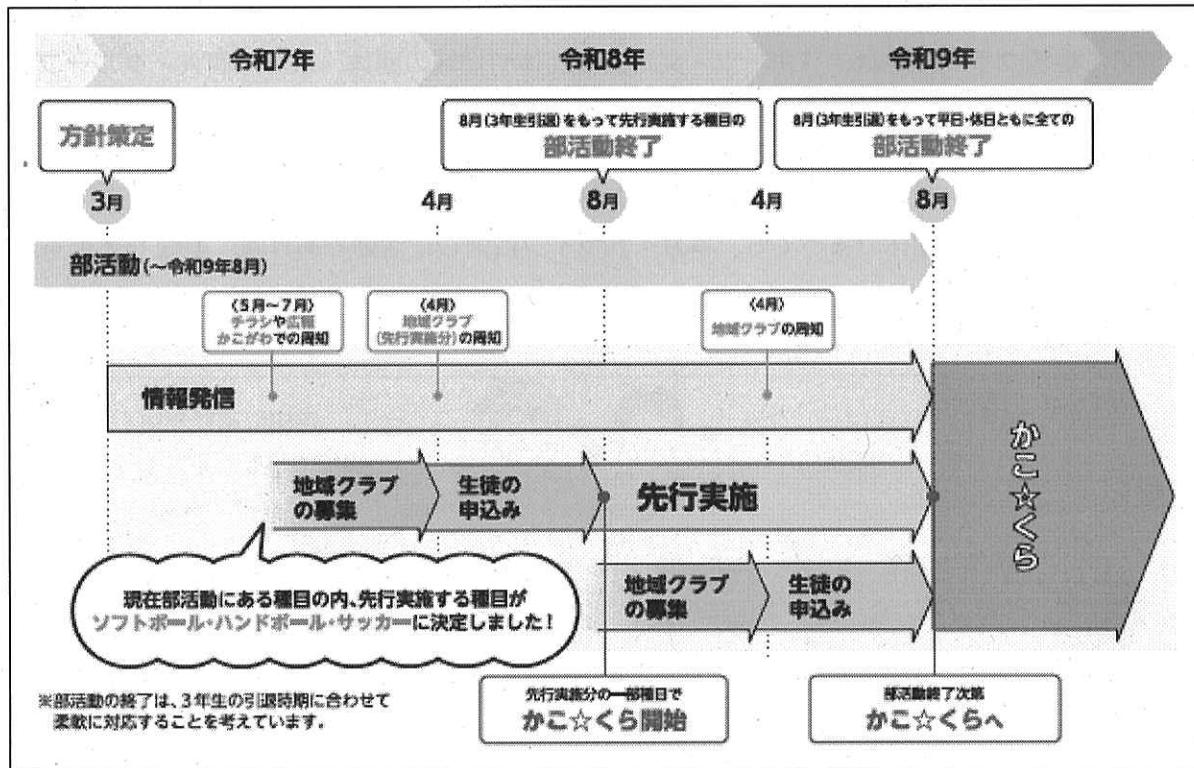


## (5) スケジュール

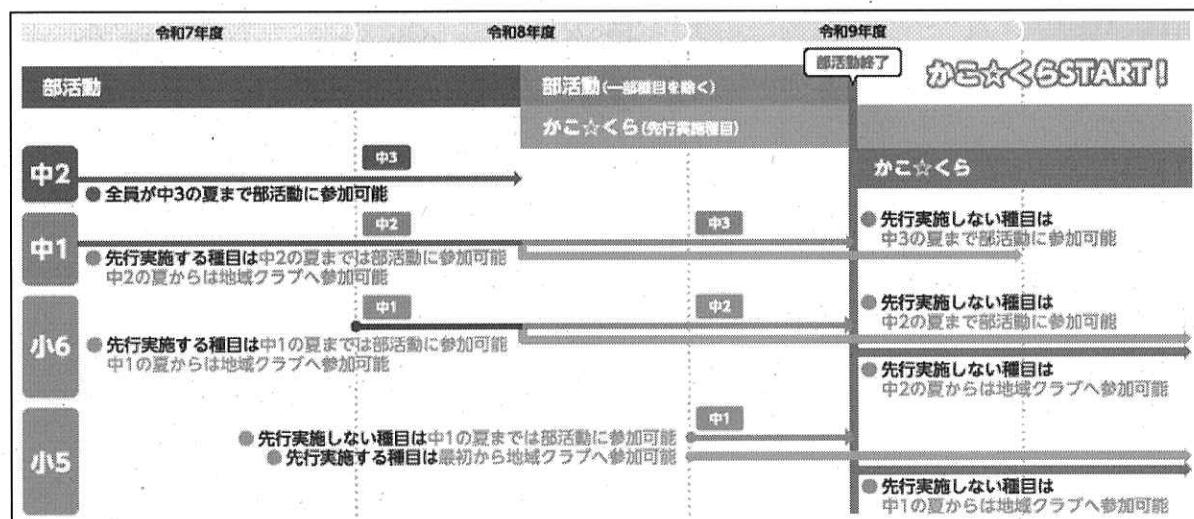
令和7(2025)年度の中学1年生が3年生になり、概ね部活動を引退する令和9(2027)年8月をもって部活動を終了し、新たに「かこ☆くら」を開始します。

なお、ソフトボール、ハンドボール、サッカーの3種目については、令和8年(2026)8月以降、3年生の引退をもって部活動を終了し、地域クラブとして先行実施します。

### 【《参考》今後のスケジュール】



### 【《参考》対象学年ごとのスケジュール】



## 2 地域クラブについて

### (1) 地域クラブの参加者

- ①「かこ☆くら」が対象とする地域クラブの参加者は、加古川市立学校に通う生徒です。ただし、地域クラブには市外の学校に通う生徒や中学生以外の年代の方も参加し、一緒に活動できます。個別の参加条件については、地域クラブごとに定めるものとします。
- ②地域クラブは、加古川市立学校に通う生徒が継続的に参加し、定員に達するまではいつでも参加できること、合理的な理由なく参加を拒否しないことを要件とします。

### (2) 地域クラブの登録

登録を希望する団体は、市に申請を行い、審査、指導者研修の受講を経て、地域クラブとして登録し、参加者にスポーツ・文化芸術活動などの活動機会を提供します。

- ①登録は、以下の要件により2区分に分けるものとし、各区分の優遇措置は以下の表に基づいて行うものとします。

【登録Ⅰ】加古川市立学校に通う生徒が団体参加者全体の2割以上在籍し、活動しているクラブ

【登録Ⅱ】登録Ⅰ以外のクラブ

#### 【優遇措置】

	登録Ⅰ	登録Ⅱ
市による広報活動	○	○
市内中学校施設の優先利用	○	×
市内中学校施設及び備品の使用	○	○
市内中学校施設の使用料等免除	○	×
市内の公の施設の使用料等免除	○	×

- ②申請手続は、「かこ☆くら地域クラブ募集要項」に基づいて行うものとします。

- ③登録は年度ごとの更新制とし、やむを得ない場合を除き、活動を登録年度途中で終了することなく、年度末までは活動するものとします。

- ④「かこ☆くら」は活動開始後、一定期間を調整期間として、登録区分にかかわらず、すべての地域クラブに対して登録Ⅰの優遇措置を適用しますが、調整期間終了後、実態確認を行い、その結果に応じて登録区分を見直すとともに、該当する優遇措置を適用するものとします。活動2年度目以降、毎年度当初の一定期間を調整期間として、登録区分の調整を行います。

### (3) 活動方針の策定

- ①地域クラブは、本ガイドラインに則り、活動方針を策定するものとします。
- ②活動方針には、活動内容、活動志向、活動地区のほか地域クラブ名や代表者名などの地域クラブ情報、活動目的や活動日時などの活動内容、会費や定員、加入保険などのその他必要な事項を定めるものとします。
- ③地域クラブは、活動方針を公表するとともに、その方針に則り活動するものとします。

### (4) 活動計画の策定

- ①地域クラブは、中学校施設を使用する場合は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加予定等）を作成し、それをもとに市において学校行事等との調整を行います。中学校施設を使用しない場合は、毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加予定等）のみ作成するものとします。
- ②活動計画は活動の1か月以上前に公表し、参加者に周知するとともに、中学校施設を使用する場合は当該学校に報告するものとします。

### (5) 活動報告

- ①地域クラブは、市に対し、活動実績と会計（収支決算）を指定する日までに所定の様式により報告するものとします。特に会費収入については、その内訳を明示することとします。
- ②市は、地域クラブが適切な運営がなされているかどうか適宜確認を行うこととし、活動の継続（更新）に是正が必要となる場合、地域クラブは、市の指導助言に従うものとします。

### (6) 効果的な指導

- ①スポーツ・文化芸術活動それぞれの特性を踏まえた効果的かつ効率的な活動を実施し、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう適切な休養をとりつつ、短時間に集中して取り組めるよう努めることとします。
- ②参加者の多様なニーズに応えられる指導者の育成や資質向上の取組に努めるとともに、指導者（見守りのみを行うスタッフ等も含む。以下同じ。）は、市が実施する研修（2-（13）参照）を毎年受講するものとします。
- ③参加者のスポーツ・文化芸術の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術に親しむ基礎を培うとともに、参加者がそれぞれの目標を達成できるよう、コミュニケーションを十分に図り、発達の個人差や成長期における体と心の状態等を鑑みた上で指導を行うものとします。
- ④参加者の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、多世代との活動が参加者の健全な心身の発達に寄与することを理解した上で指導を行うものとします。

⑤地域クラブは、望ましい人間関係の構築に向けて、参加者や保護者からハラスメントや参加者間トラブル等についての相談があった場合は、事実確認を行い、市へ報告を行うとともに、改善策を講じることとします。  
また、市からの指導助言があった場合は、適切に対応することとします。

#### (7) 指導にあたっての遵守事項

- ①地域クラブにおける活動内容、指導内容については、政治的、宗教的に中立性を確保すること。
- ②参加者を作業のみに従事させるなど、労働者として従えることのないよう留意すること。
- ③営利を目的とした広告に参加者を利用する等、「かこ☆くら」の趣旨に反する行為は厳に慎むこと。

#### (8) 適切なスタッフ等の配置

- ①地域クラブのスタッフは、代表者や指導者など2名以上で構成することとし、代表者は18歳以上（高校生は除く）とします。  
なお、持続可能性を担保するため、大学等の学生だけでスタッフを構成することはできませんが、大学等に所属するクラブが登録を希望する場合には、市と協議のうえ、判断することとします。
- ②地域クラブの代表者が複数の地域クラブを運営する場合に、代表者及び会計は兼ねることができます。  
指導者が複数の地域クラブで指導（見守りを含む）を行おうとする場合は、登録申請時に市へ申し出るものとします。
- ③指導者資格の所有は必須要件ではありませんが、専門的な指導を行う場合など、参加者のニーズへの対応を目的として、競技経験や指導経験のある指導者を配置し、必要に応じて資格の取得に努めるものとします。
- ④地域クラブとして、大会やコンクールに参加する場合は、審判資格の保持等、その参加要件を満たすとともに、そのための人員を確保するものとします。
- ⑤地域クラブは、指導者本人が指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いることがないよう、十分に配慮し、指導者本人の意思を尊重するものとします。  
また、指導者の健康や生活等に支障がないことを常に確認するものとします。
- ⑥指導者とは、スポーツや文化芸術活動の技術・技能を指導する者だけを指すのではなく、地域クラブ運営を様々な面で支えるとともに、見守りや交流を通じて参加者の社会性の育成に関わる者なども含みます。

#### (9) 教職員の兼職兼業

- ①地域クラブは、教職員を指導者等として地域クラブに従事させる場合、事前に本人の希望を必ず確認し、居住地や勤務地を考慮するとともに、人事異動や退職等があっても継続的・安定的に従事することが可能か確認しなければなりません。

- ②本市の教職員が兼職兼業により、指導者等として地域クラブに従事する場合、勤務校の校長の了承を得た上で、本市教育委員会に許可を得る必要がありますので、代表者は許可の有無を確認すること（他市町の教職員については該当する市町の教育委員会等に確認すること）。
- ③地域クラブは、教職員に指導者等として従事させる場合には、服務監督を行う教育委員会等と連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど、適切な労務管理を行うこと。

#### (10) 事故の防止及び健康管理

地域クラブは、事故の防止及び参加者の健康・安全管理のため、以下の事項に十分留意するものとします。

- ①使用する用具等の定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努めること。
- ②使用する用具を適切に保管、または管理するとともに、参加者に用具の正しい利用及び管理について指導すること。
- ③活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、熱中症等事故防止に努めること。特に、熱中症対策については、「加古川市立学校における熱中症対策ガイドライン」を参考にすること。  
また、活動中の落雷等による事故を防止するため、竜巻注意報等、常に気象情報等の取得に努め、活動休止などの判断を早い段階で行うこと。
- ④活動開始時に参加者の健康状態や疾病・傷病の症状などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するとともに、参加者が主体的に体調管理に努めができるよう指導すること。
- ⑤定期的に救急救命講習を受講するよう努めるとともに、使用する施設の AED の設置有無及び設置場所を把握すること。
- ⑥事故が発生した場合、速やかに応急手当等の対応を行い、保護者及び地域クラブの代表者に報告を行うこと。  
また、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講じ、救急搬送が行われた場合には、速やかに市に報告すること。

#### (11) 活動時間と休養日

- ①地域クラブは、無理のない活動を原則とし、競技志向の強い参加者も含め、生徒のニーズや体力等の状況に応じた適切な活動時間とするため、1日の活動は 21 時 00 分までとし、活動終了後、速やかに帰宅するよう指導すること。  
また、週当たりの活動時間は最大 11 時間程度を目安とし、短時間に合理的でかつ効果的・効率的な活動を行えるように努めること。
- ②地域クラブは、休養日を週当たり 2 日以上設けること。

- ③地域クラブが中学校施設を使用する場合、平日は 16 時 00 分から 21 時 00 分まで、学校の休業日は 9 時 00 分から 21 時 00 分までの間で、各校の施設使用状況等を踏まえ、適切な時間設定を行うこと。ただし、夏休みなどの長期休業期間中については、この限りではありません。
- ④定期考查の 1 週間前から終了までや、学校行事当日及びその前後においては、学習活動や学校行事を優先させるなど、参加者の意向を確認し、実情に応じて活動に配慮すること。
- ⑤上記のほか、参加者が他の活動を優先する等の場合には、参加者本人の意向を尊重し、参加を強制しないこと。

#### (12) 各種ハラスメントの根絶

体罰や暴言等の各種ハラスメントは、参加者の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても許されない行為です。これらの行為や発言については、参加者との信頼関係や保護者の容認があるからと言って、正当化されるものではなく、決して許されないものであるとの認識を活動に関わる全ての関係者が持ち、それらを根絶するための取組を機会あるごとに行うものとします。

各種ハラスメントは、被害を受けた者はもとより、その場に居合わせた者の後々の人生にまで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解しなければなりません。

##### 体罰等の許されない指導と考えられるもの（例）

- ①児童生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為  
(例) 【直接的】強くたたく、殴る、蹴る、投げる等  
※有形力を使用する  
【間接的】長時間にわたる正座・起立等  
※有形力を使用しない
- ②児童生徒の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使
- ③児童生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動
- ④生活指導やスポーツ指導等において、児童生徒の現況に適合していない過剰な指導
- ⑤「暴言」「威圧・威嚇的な行為」「無視」「特定の児童生徒に執拗かつ過度に精神的あるいは肉体的な負荷をかける行為」

兵庫県教育委員会「令和6年3月 No!体罰この指導は適切？不適切？」より

### (13) 指導者研修

地域クラブの指導者等は、市が指定する以下の研修を活動開始までに必ず受講するものとします。市は受講しやすい環境を整えます。

また、活動を継続する場合は、毎年受講するものとします。

なお、研修内容は、社会状況を踏まえ追加・変更する場合があります。

①中学生年代の指導にあたり配慮すべき事項

②安全管理

③熱中症予防

④ハラスメント防止

### (14) 参加者の移動等

①参加者とその保護者等は、自転車や公共交通機関、保護者による送迎等、どのような手段を用いて参加するか地域クラブと情報を共有するとともに、車両等での乗り入れ時は、使用する施設等の規則に従うものとします。

②参加者は、地域クラブに自転車を使用して参加する場合、兵庫県の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、必ず保険に加入する（2-（19）参照）とともに、ヘルメットを着用するよう努めるものとします。

また、使用施設で定められたルールに従うものとします。

③地域クラブは、参加者が公共マナーや交通ルールを遵守するよう安全指導を徹底し、使用施設の近隣住民の迷惑とならないよう努めるものとします。

④地域クラブとして練習試合や大会・コンクールに参加する場合、参加者やその保護者と相談し、集合場所や集合時間等を決定するものとします。ただし、移動中の引率を必須とするものではありません。

⑤地域クラブは、参加者が移動中にトラブル等に巻き込まれた場合、適切な対応を取るとともに、速やかに保護者に連絡するものとします。

### (15) 中学校施設の使用

①地域クラブが中学校施設の使用を希望する場合は、希望する施設・設備及び曜日・時間帯等について所定の様式にて申請し、市において利用調整を行うものとします。なお、夏休み等、長期休業期間の使用については、別途協議のうえ、決定するものとします。ただし、中学校施設以外の利用調整は行いませんので、地域クラブにおいて確保してください。

②地域クラブは、市が定める方法により許可を受け、中学校施設を使用するものとします。

③地域クラブは、決められた時間内で活動を行うものとし、活動後は施設の原状復帰を原則とします。

④地域クラブは、学校が定めた所定の場所へ駐車・駐輪を行い、必要のない場所への立ち入りを行わないものとします。

- ⑤学校の備品（サッカーゴールや卓球台、バレーネットの支柱など）を使用することはできますが、消耗品（ボール等、個人で使用するもののほか、ラインパウダー、救急セットなど）は各地域クラブにおいて準備するものとします。
- ⑥中学校施設を使用する場合で、施設（備品を含む。）に不備があった場合、速やかに当該校に報告すること。
- ⑦そのほか、中学校施設の使用にあたっては、中学校施設の使用に関する規定や各学校のルールを遵守するものとします。
- ⑧市は、地域クラブが中学校施設の使用許可の条件に違反し、または本ガイドラインに定められた事項を遵守しない場合は、使用を停止し、又は使用許可を撤回することができます。

#### (16) 適切な会費設定と受益者（参加者）負担の軽減

地域クラブは、営利を主目的とした活動を行わないため、参加者や保護者、地域住民等の理解を得ながら、継続的な活動及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するものとします。

また、「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うものとします。

【スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）】

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm)



#### (17) 個人情報の取扱い

地域クラブは、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するほか、必要以上に個人情報を収集することなく、また活動によって知り得た個人情報を漏洩せず、適正に取り扱わなければなりません。

また、個人が特定できる活動写真をホームページやSNS等で発信する際は、参加者（未成年の場合は保護者を含む）に無断で掲載することなどがないよう、十分配慮しなければなりません。

#### (18) 中学校体育連盟等の主催する大会等への参加

- ①中学校体育連盟主催大会への参加を希望する地域クラブは、兵庫県中学校体育連盟事務局へ必要な書類を提出し、参加について認可を受ける必要があります。この場合において、中学校体育連盟が定める規定（活動時間や休養日の設定等）が、本ガイドラインと相違している場合がありますので、あらかじめ確認してください。
- また、必要書類等の詳細や各種競技部の細則については、兵庫県中学校体育連盟のホームページを参照してください。

【兵庫県中学校体育連盟ホームページ】

<https://www.hyogo-sports.jp/federation/>



②吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加を希望する地域クラブは、兵庫県吹奏楽連盟へ問合せを行い、必要な手続きを行ってください。

【全日本吹奏楽連盟ホームページ：連盟規定（抜粋）、定款、大会規定等】

<http://www.ajba.or.jp/company.html#kitei>



【兵庫県吹奏楽連盟ホームページ】

<https://www.hyogokensuiren.com/>



③そのほか、各種協会や連盟主催の大会やコンクール等への参加を希望する地域クラブは、主催団体へ問合せを行い、必要な手続きを行ってください。

#### (19) 保険への加入

地域クラブは、指導者等や参加者に対して、自身の怪我や事故等を補償する保険や個人賠償責任保険はもとより、自転車を使用する場合は兵庫県「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき自転車保険に加入させるものとします。

また、争訟対応に関しての保険加入は、各地域クラブの判断とします。

### 3 加古川市等の関わり

#### (1) 市の関わり

「かこ☆くら」が、生徒たちが社会の中で様々な経験を積んで成長できる場となるよう環境を整備するとともに、生徒たちの社会性や豊かな人間性を育む社会教育の場所となるよう、中学校や関係機関と連携します。

①地域クラブを把握し、必要に応じてヒアリングを行うとともに、本ガイドラインの内容を遵守しているか、適宜確認します。

②地域クラブが本ガイドラインにおいて定められた事項を遵守せず、市の指導に従わない場合には、市は当該地域クラブの登録を取り消すこととします。なお、登録を取り消されたことにより生じた損害はすべて地域クラブが負うこととなります。

③地域クラブの活動場所となり得る中学校施設の使用に関する調整を行います。

④地域クラブが中学校施設や公共のスポーツ・文化施設の使用に関する規則等を遵守しているか、適宜確認します。

⑤地域クラブの安全な活動の実施に向けて、活動に必要となる研修を実施します。

⑥地域クラブの活動が安全安心なものとなるよう、参加者や保護者からの相談を受け付け、必要に応じて、地域クラブへ指導助言を行います。

⑦地域クラブからの運営に関する相談を受け付け、必要に応じて、地域クラブへ指導助言を行います。

⑧参加者が興味関心に応じて希望する活動を選べるよう、地域クラブの活動内容等をホームページ等に掲載するとともに、学校等と連携して案内します。

## (2) 学校の関わり

「かこ☆くら」で生徒たちが育まれていくことは、学校教育にも影響があることから、施設の利用など、市や市教育委員会と積極的に連携を図ります。

- ①地域クラブの活動内容等を生徒に案内するものとします。
- ②在籍する生徒の地域クラブへの参加状況の把握に努めるものとします。
- ③中学校施設の利用について市と協議するとともに、市に対し、中学校施設の活動可能場所や日時を連絡するものとします。

## 4 その他

市は、国や県において部活動の地域展開に関する新たな方針等が示された場合は、必要に応じて本ガイドラインを改定するものとします。